

港長公示第 3 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限したことから、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 4 日

佐世保港長



佐世保港高後埼信号所の機器整備に伴う航行制限について

佐世保港高後埼信号所（北緯 33 度 06 分 11 秒、東経 129 度 40 分 01 秒）の管制信号に関する機器整備を行うことから、佐世保水路を航行する総トン数 500 トン以上の船舶は、下記の期間、港長が実施する信号方法に従って、航行しなければならない。

記

1 期間

令和 7 年 9 月 9 日午前 12 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間
（管制信号の機器整備終了まで）

2 信号の方法

佐世保海上保安部港内交通管制官による口頭指示

3 その他

- （1）船舶は、巡視船艇から指示があった場合、その指示に従うこと。
- （2）VHF 16 ch を備えている船舶は、常時聴取すること。
- （3）船舶電話を備えている船舶は、事前に高後埼信号所（電話 0956-34-4137）に連絡すること。